

議案第18号

所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成24年 2月21日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

臨時的任用職員に支給する賃金等の金額及び支給方法等を条例に規定するため、
所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第27条を第33条とし、第26条の次に次の見出し及び6条を加える。

（臨時的任用職員の賃金）

第27条 法第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員（以下「臨時的任用職員」という。）に、その勤務に対する対価として賃金を支給する。

2 賃金の額は、別表第5に規定する1時間当たりの賃金単価に、賃金の計算期間（月の1日から末日までをいう。）において臨時的任用職員が勤務した時間数（あらかじめ割り振られた勤務時間を市規則で定める有給の休暇等により勤務しなかつた時間数を含む。）を乗じて得た額とする。

3 あらかじめ割り振られた勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したとき（あらかじめ割り振られた勤務時間を市規則で定める有給の休暇等により勤務しなかつた時間数を除く。）における1時間当たりの賃金単価は、前項の規定にかかわらず、同項の賃金単価に100分の125を乗じて得た額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。

4 前2項に規定する勤務をした場合において、その勤務した時間数の締切計算をするときは、1時間に満たない端数を生じたときは、30分を超えるときは1時間とし、30分以下のときは30分とする。

5 前項の場合において、その勤務した時間数に30分が生じた場合におけるその30分の賃金単価は、第2項の勤務をした場合にあつては同項の賃金単価に、

第3項の勤務をした場合にあつては同項の賃金単価にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。

第28条 あらかじめ割り振られた1日の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、勤務したとき、又はあらかじめ割り振られた勤務時間のない日に勤務することを命ぜられ、勤務したときの1時間当たりの賃金単価は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の賃金単価に100分の100から100分の175までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。

2 前項に規定する勤務をした場合において、その勤務した時間数の締切計算をするときは、1時間に満たない端数を生じたときは、30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（臨時的任用職員の期末賃金）

第29条 任命権者は、6月1日又は12月1日において任用されており、かつ、あらかじめ割り振られた1週間当たりの勤務時間が30時間以上の臨時的任用職員であつて市規則で定める要件を満たすものに期末賃金を支給する。

2 期末賃金の額は、市規則で定める期末賃金に係る算定基礎額に100分の100を上限として市規則で定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（臨時的任用職員の通勤費）

第30条 任命権者は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする臨時的任用職員又は通勤のため自動車等を使用することを常例とする臨時的任用職員であつて住居から勤務場所まで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上のものに通勤費を支給する。た

だし、交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である臨時的任用職員については、この限りでない。

2 通勤費の額は、次のとおりとする。

(1) 交通機関を利用して運賃を負担することを常例とする臨時的任用職員又は交通機関を利用して運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする臨時的任用職員 1箇月（月の1日から末日までをいう。以下この号及び次号において同じ。）につき、市規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額

(2) 自動車等を使用することを常例とする臨時的任用職員 1箇月につき 8,000円を上限として市規則で定める額

（臨時的任用職員の賃金等の支給方法）

第31条 賃金、期末賃金及び通勤費（以下この条において「賃金等」という。）は、市規則で定める賃金等の支給日にこれを支給する。

2 賃金等は、口座振替の方法により支給することができる。

（適用除外）

第32条 第2条から第26条までの規定は、臨時的任用職員には適用しない。

別表に次の1表を加える。

別表第5（第27条関係）

職 種	1時間当たりの賃金単価
事務職	890円
国民健康保険レセプト点検員	1,260円
介護認定調査員	1,310円
保育士	950円
保育補助員	910円
心身障害児介助員（小中学校）	930円
学習支援員	1,120円

学校運営マルチサポーター		1, 120円
心のふれあい相談員		1, 000円
放課後支援員（スタッフリーダー）		1, 120円
特別支援教育支援員		900円
幼稚園教諭		950円
臨時教諭		1, 000円
薬剤師		1, 570円
栄養士		1, 210円
臨床検査技師		1, 280円
歯科衛生士		1, 210円
保健師		1, 450円
看護師		1, 280円
看護師（交代制）	日勤	1, 430円
	準夜勤・深夜勤	2, 270円
准看護師		1, 060円
准看護師（交代制）	日勤	1, 210円
	準夜勤・深夜勤	2, 060円
屋内現業職		890円
屋外現業職		910円
クリーンセンター場内整理員		1, 050円
看護助手		950円
その他の職		890円

備考

- この表において「日勤」とは、午前8時30分から午後5時までの勤務をいい、「準夜勤」とは、午後4時30分から翌日の午前1時までの勤務をいい、「深夜勤」とは、午前0時30分から午前9時までの勤務をいう。
- この表において「屋内現業職」とは、調理員、庁務手、汽缶手等をいい、「屋外現業職」とは、自動車運転手、公園維持管理員等をいう。

3 臨時的任用職員として任用される職種と本市において同一の職種の任用経験がある臨時的任用職員については、15年を限度として、その経験年数（平成13年度以後において1年度につき10日（平成13年度から平成16年度にあつては14日）以上勤務した月が10箇月以上ある場合は経験年数を1年とする。）1年につき15円をその任用期間における1時間当たりの賃金単価に加算する。ただし、平成13年4月1日から平成24年4月1日以後において臨時的任用職員として任用される日までの間に臨時的任用職員として任用される職種と本市において24箇月を超えて同一の職種の任用がない者については、この限りでない。

4 あらかじめ割り振られた1日の勤務時間が7時間30分であり、かつ、あらかじめ割り振られた1週間当たりの勤務時間が37時間30分である臨時的任用職員であつて任用期間が3箇月を超えるものについては、その任用期間における1時間当たりの賃金単価に30円を加算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成23年度において臨時的任用職員その他市長が別に定めるこれに準ずる職員（以下「臨時職員」という。）として任用され、期末賃金に相当する賃金の支給を受けた職員であつてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に平成23年度の任用時の勤務条件と同等の勤務条件で臨時的任用職員として任用され、期末賃金が支給されないこととなるもの（平成23年度における任用期間の満了日から2年を経過する日までに臨時的任用職員としての任用がない者を除く。）に適用する賃金単価は、改正後の所沢市一般職員の給与等に関する条例（以下「新条例」という。）第27条第2項の規定にかかわらず、

施行日から平成27年3月31日までの間に限り、当該職員の平成23年度における1時間当たりの賃金単価（以下この項において「旧賃金単価」という。）に100分の120を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、5円未満はこれを切り捨て、5円以上10円未満はこれを10円に切り上げた額）とする。ただし、施行日以後における任用時の1時間当たりの賃金単価が旧賃金単価を超えたときは、施行日以後における任用時の賃金単価を適用する。

3 平成23年度において臨時職員として任用され、時間外の保育の勤務（月曜日から金曜日までにあつては午前7時から午前9時まで又は午後4時から午後8時までの間の勤務を、土曜日にあつては午前7時から午前9時まで又は正午から午後8時までの間の勤務をいう。以下「時間外保育」という。）に係る1時間当たりの賃金単価による賃金が支給された保育士又は保育補助員（以下この項において「保育士等」という。）であつて、平成24年度において平成23年度の任用時の勤務条件と同等の勤務条件で臨時的任用職員として保育士等に任用されたものが、時間外保育の勤務をした場合において、その勤務に対する1時間当たりの賃金単価は、新条例第27条第2項の規定にかかわらず、平成24年度に限り、同項に規定する賃金単価に100分の125を乗じて得た額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。ただし、前項の規定による賃金単価の適用を受ける臨時的任用職員として任用された保育士等には適用しない。

4 前2項の規定にかかわらず、平成23年度において月額で賃金を定められていた臨時職員として任用されていた者であつて引き続き平成24年度において臨時的任用職員として任用されるものに係る賃金については、当分の間、施行日前に支給されていた賃金との権衡上必要と認められる限度において、市長の

定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成24年度における賃金単価の特例)

- 5 日曜日又は土曜日を開庁日又は開館日とする機関又は施設に勤務する臨時的任用職員であってあらかじめ割り振られた1週間当たりの勤務時間が30時間以上であるものが、あらかじめ割り振られた勤務時間として日曜日又は土曜日に勤務をした場合において、その勤務に対する1時間当たりの賃金単価は、新条例第27条第2項の規定にかかわらず、平成24年度に限り、同項に規定する賃金単価(前3項のいずれかの適用を受ける臨時的任用職員にあっては、それぞれ当該各項の規定を適用した後の賃金単価)に100分の125を乗じて得た額(50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)とする。